

対象収入による階層区分		基本利用料 (月額)	左の内訳	
			生活費相当額	本人からの 徴収基準
		円	円	円
1	1,500,000 円以下	56,940	46,940	10,000
2	1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	59,940	46,940	13,000
3	1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	62,940	46,940	16,000
4	1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	65,940	46,940	19,000
5	1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	68,940	46,940	22,000
6	1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	71,940	46,940	25,000
7	2,000,001 円以上 2,100,000 円以下	76,940	46,940	30,000
8	2,100,001 円以上 2,200,000 円以下	81,940	46,940	35,000
9	2,200,001 円以上 2,300,000 円以下	86,940	46,940	40,000
10	2,300,001 円以上 2,400,000 円以下	91,940	46,940	45,000
11	2,400,001 円以上 2,500,000 円以下	96,940	46,940	50,000
12	2,500,001 円以上 2,600,000 円以下	103,940	46,940	57,000
13	2,600,001 円以上 2,700,000 円以下	110,940	46,940	64,000
14	2,700,001 円以上 2,800,000 円以下	117,940	46,940	71,000
15	2,800,001 円以上 2,900,000 円以下	124,940	46,940	78,000
16	2,900,001 円以上 3,000,000 円以下	131,940	46,940	85,000
17	3,000,001 円以上 3,100,000 円以下	138,940	46,940	92,000
18	3,100,001 円以上	①+②	①46,940	②全 額

備考：1 この表のほか、管理費、本人の使用した光熱水費、電話代等を徴収することができる。

2 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用相当額については、上記表の額から30%減額した額とする。この場合100円未満は切捨てとする。

4 本人からの徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。  
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からの徴収額（月額）とする。

5 冬期加算(11月～3月)は、2,150円とする。